

通報窓口についての利用案内

公益財団法人日本アイスホッケー連盟

1. 目的

本連盟はパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不正・不当な行為の早期発見と是正・再発防止に努め、もって我が国のアイスホッケーの普及振興を図るという高い公益性と社会性を兼ね備えた団体としての使命を果たすために「通報窓口」を設置しました。

2. 通報窓口

公益財団法人日本アイスホッケー連盟 倫理委員会

住 所：〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 Japan Sport Olympic Square506

F A X：03-5843-0376

E メール：tsuho@jihf.or.jp

*メール受信者は倫理委員会委員長、同委員会担当理事、事務局長

3. 利用できる者

通報窓口を利用できる者は、本連盟懲戒規程第2条に規定する者（評議員、理事、監事、顧問、参与、委員、チーム、会員（含む親権者））及び事務局員（含むパート、アルバイト）です。

4. 通報窓口で扱う内容

通報窓口で扱う内容は、本連盟懲戒規程第2条に規定する者（評議員、理事、監事、顧問、参与、委員、チーム、会員）及び事務局員（含むパート、アルバイト）が本連盟の事業に関して、法律・条例その他の法令または本連盟の諸規則、諸規程に違反する行為を行ったこと、又は行おうとしていることです。

5. 対応できない事項

公益財団法人日本アイスホッケー連盟 通報窓口に関する規程第5条第2項に規定する以下の事項は受付できません。

- (1) 本連盟の事業に関連しない事項
- (2) 国・地方公共団体、学校等教育機関、企業その他本連盟以外の組織・団体の事項
- (3) 係争中の事項
- (4) 一般的な意見照会事項
- (5) 個人に関する根拠のない誹謗中傷
- (6) その他、同規程に該当しない事項

6. 調査方法及び報告

- (1) 事実調査は、利用者や当該調査に協力した者などの名誉、信用及びプライバシー等に配慮します。
- (2) 通報等の情報を知り得た調査関係者等は、その情報に関して秘密を保持し、通報者の同意がない限り通報者の氏名等の情報は開示しません。
- (3) 通報等の行為を理由として通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることはしません。
- (4) 調査結果は遅滞なく本連盟会長に報告します。また、通報者にも報告します。
- (5) 匿名での通報も受け付けます。ただしこの場合は調査対象の特定が困難となり、調査方法が限定される可能性があります。

7. 禁止行為

次の行為を行った場合は、情状により懲戒処分に処します。

- (1) 通報内容が個人に関する根拠のない誹謗中傷の場合
- (2) 通報者の氏名、その他の秘密を漏洩した場合
- (3) 通報者の氏名等の開示を求めた場合
- (4) 通報者に対して不利益となることをした場合